

児童措置費負担金に係る不納欠損引当金の計上方法について

対象受検機関：子ども家庭センター（中央、池田、吹田、東大阪、富田林、岸和田）

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項（意見）												
<p>1 不納欠損引当金について</p> <p>債権管理において、債権は、一般債権、貸倒等懸念債権、破産・更生債権に区分し、当該分類ごとに定められた算定方法に従い不納欠損引当金額を算定することとなっている。</p> <p>「評価性引当金取扱要領」に、債権の分類について定義され、貸倒等懸念債権について例示されている。しかし、貸倒等懸念債権に区分するか否かは、債権管理者の運用に委ねられている。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府 評価性引当金取扱要領】（抜粋）</p> <p>第5条 要引当額は、債務者の財政状態又は経営状況等に応じて、個別の債権を次に掲げる債権の分類に区分し算定する。</p> <table border="1" data-bbox="305 821 2089 1163"> <thead> <tr> <th>債権の分類</th> <th>分類の定義</th> <th>要引当金額の算定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般債権</td> <td>財政状態又は経営状況に重大な問題が生じていない債務者に対する債権</td> <td>過去の不納欠損及び貸付金償還免除の実績等合理的な算定基準に基づき算定する。</td> </tr> <tr> <td>貸倒等懸念債権</td> <td>破産又は経営破綻等の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権</td> <td>債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額について、債務者の財政状態又は経営成績を考慮して算定する。</td> </tr> <tr> <td>破産・更生債権</td> <td>破産又は経営破綻等に陥っている債務者（実質的に破産又は経営破綻等に陥っている場合を含む。）に対する債権</td> <td>債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 貸倒等懸念債権に該当する債権は、当該債務者が債務の弁済の免除を申し出ている場合、又は債務の弁済が概ね1年以上延滞している場合など、債務を条件どおりに弁済できない可能性が高いと判断されるものをいう。 （中略）</p> <p>4 貸倒等懸念債権の要引当金額について、見積高を算定する特段の方法が存在しない場合は、債権額から当該債権に対する担保又は保証の金額を差し引いた残額の半額を要引当金額とする。</p> </div> <p>2 児童措置費負担金に係る対応状況について</p> <p>児童措置費負担金は、「児童措置費負担金 債権回収・整理マニュアル」（大阪府子ども家庭センター）で、滞納者に対し納付の働きかけを行うに当たっては、（中略）必ず事前に児童福祉司と調整し、滞納者の現状等を考慮勘案した上で連絡することについて相談業務等への支障の有無について確認すること、とされている。</p> <p>また、子ども家庭センターに対する実地監査（中央、吹田）及び書面監査（池田、東大阪、富田林、岸和田）で確認したところ、平成27年3月31日現在で、児童措置費負担金のうち未納となった債権（以下「回収対象債権」という。）の多くが1年以上延滞している。</p> <p>したがって、児童措置費負担金の回収対象債権には、貸倒等懸念債権に区分すべき債権があると史料される。</p>	債権の分類	分類の定義	要引当金額の算定方法	一般債権	財政状態又は経営状況に重大な問題が生じていない債務者に対する債権	過去の不納欠損及び貸付金償還免除の実績等合理的な算定基準に基づき算定する。	貸倒等懸念債権	破産又は経営破綻等の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権	債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額について、債務者の財政状態又は経営成績を考慮して算定する。	破産・更生債権	破産又は経営破綻等に陥っている債務者（実質的に破産又は経営破綻等に陥っている場合を含む。）に対する債権	債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額とする。	<p>子ども家庭センターの児童措置費負担金は、回収対象債権の多くが1年以上延滞しているが、貸倒等懸念債権に区分した債権はなく、必要な不納欠損引当金が計上されていない。</p>	<p>子ども家庭センターは、児童措置費負担金について、評価性引当金取扱要領第5条第2項に示された債権は貸倒等懸念債権に区分し、必要な不納欠損引当金を計上することを検討されたい。</p>
債権の分類	分類の定義	要引当金額の算定方法												
一般債権	財政状態又は経営状況に重大な問題が生じていない債務者に対する債権	過去の不納欠損及び貸付金償還免除の実績等合理的な算定基準に基づき算定する。												
貸倒等懸念債権	破産又は経営破綻等の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権	債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額について、債務者の財政状態又は経営成績を考慮して算定する。												
破産・更生債権	破産又は経営破綻等に陥っている債務者（実質的に破産又は経営破綻等に陥っている場合を含む。）に対する債権	債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額とする。												

(単位：千円)

	中央	池田	吹田	東大阪	富田林	岸和田
回収対象債権額	40,379	11,217	17,834	15,952	8,324	25,299
うち、1年以上延滞債権額	35,633	9,688	15,727	10,511	6,882	22,149

措置の内容

平成28年3月1日に開催した担当者会議及び平成28年3月15日に開催した企画調整課長会議において、破産手続開始等の通知書により、自己破産の手続が確認できた債権など、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権については、貸倒懸念債権に区分することとした。

監査（検査）実施年月日（委員：平成27年12月18日、事務局：平成27年11月5日）